

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（臨時会）会議録（令和元年7月4日）

○議事日程

令和元年7月4日午後4時 開議

第1 議長の選挙

（以下 追加議事日程）

第2 議席の指定

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 議案第10号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例案

第6 議案第11号 一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例案

第7 議案第12号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

第8 議案第13号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合暴力団排除条例の一部を改正する条例案

第9 議案第14号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案

第10 議案第15号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第11 議案第16号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

第12 議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第13 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第14 議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

第15 議案第20号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第16 議案第21号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

第17 議案第22号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例の一部を改正する条例案

第18 議案第23号 令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）

第19 議案第24号 監査委員の選任について

第20 議案第25号 懲戒審査委員会委員の選任について

第21 議員提出議案第1号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則案

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監1の第1号 例月出納検査結果報告の提出について

○出席議員 20人

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 出雲輝英君  | 11番 | 田中ひろき君 |
| 2番  | 山田はじめ君 | 12番 | 小山光明君  |
| 3番  | 守島正君   | 13番 | 山田正和君  |
| 4番  | 原口悠介君  | 14番 | 永田典子君  |
| 5番  | 大橋一隆君  | 15番 | 井上浩君   |
| 6番  | 片山一步君  | 16番 | 山中宏君   |
| 7番  | 杉村幸太郎君 | 17番 | 松田憲幸君  |
| 8番  | 山本長助君  | 18番 | 重松恵美子君 |
| 9番  | 荒木幹男君  | 19番 | 池内秀仁君  |
| 10番 | 加藤仁子君  | 20番 | 河本晋一君  |

○議場に出席した執行機関及び説明員

管 理 者 松 井 一 郎

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 副 管 理 者           | 大 松 桂 右 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 徳 本 善 久 |
| 施 設 部 長           | 樺 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一   |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 小 寺 誓   |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 愼 二 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 藤 井 良 一 |
| 西 淀 工 場 長         | 成 瀬 新 吾 |
| 平 野 工 場 長         | 難 波 利 幸 |
| 東 淀 工 場 長         | 中 村 俊 一 |
| 鶴 見 工 場 長         | 下 田 洋 彰 |
| 八 尾 工 場 長         | 岡 本 文 彦 |
| 舞 洲 工 場 長         | 梅 本 勝 美 |

○総務部総務課長代理（千石隆之君） 議員各位に申し上げます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、大阪市の荒木幹男議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（荒木幹男君） ただいま、御紹介いただきました荒木幹男でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○臨時議長（荒木幹男君） 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会令和元年第1回臨時会の開会に先立ち、管理者から御挨拶があります。

松井管理者、よろしく願いいたします。

（管理者松井一郎君答弁席へ）

○管理者（松井一郎君） 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会令和元年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、組合議会の臨時会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

今般、本組合の管理者に就任をいたしました、大阪市長の松井です。

さて、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合につきましては、平成27年4月から、大阪市、八尾市、

松原市の3市によるごみ焼却処理事業の共同処理事業を開始し、本年で5年目を迎えており、これまで、安定した事業運営に努めてきたところでございます。

また、本年10月には新たな構成市として、守口市が加入するため、各構成市の2月、3月議会におきまして、規約変更案の御承認をいただき、5月28日に大阪府より規約変更許可をいただいております。

これにより、組合名称につきましても、本年10月1日より「大阪広域環境施設組合」に変更となり、来年4月1日からは、4市によるごみ焼却処理事業の共同処理が開始となるため、準備を進めているところでございます。

事業運営が新たな局面を迎えるに当たり、これまで以上に効果的・効率的なごみ処理事業の運営体制を構築するとともに、現下の厳しい財政状況の中で、本組合を設立したメリットを最大限に生かし、長期にわたり安定的な事業運営を行えるよう、引き続き、職員一同精励してまいりますので、議員各位におかれましても、格段の御指導・御鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申す次第です。

さて、本日の臨時会におきましては、新規条例案2件、条例の一部改正案11件、補正予算1件、人事案2件の御審議を、お願いするものでございます。

後ほど、事務局長より提案内容について、御説明させていただきますので、御審議賜りますように、お願いを申し上げます。

○臨時議長（荒木幹男君） ありがとうございます。

開 会

令和元年7月4日午後4時開会

○臨時議長（荒木幹男君） ただいまの出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会令和元年第1回臨時会を開会いたします。

開 議

○臨時議長（荒木幹男君） 本日の会議を開きます。

この際、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

○臨時議長（荒木幹男君） これより議事に入ります。

○臨時議長（荒木幹男君） 日程第1、議長の選挙を行います。

○10番（加藤仁子君） 動議を提出いたします。

議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によることとし、その指名権を不肖私に御一任願いたいと存じます。

○臨時議長（荒木幹男君） 10番議員の動議に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決しました。

○10番（加藤仁子君） 議長に荒木幹男君を指名いたします。

○臨時議長（荒木幹男君） それではお諮りいたします。

荒木幹男、私を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって私、荒木幹男が議長に当選いたしました。

○臨時議長（荒木幹男君） それでは、就任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

（9番荒木幹男君発言席へ）

○9番（荒木幹男君） ただいま、皆様の御推挙をいただき、本組合の第6代議長に就任いたすこととなり、身が引き締まる思いでございます。

さて、本組合も事業を開始し、はや5年目を迎えることとなりました。

本組合が担う一般廃棄物の焼却処理事業は、市民生活に直結する住民サービスであり、欠くことのできない社会基盤の一つでございます。

これまで、大阪市、八尾市、松原市の3市の連携のもと、順調に運営がなされているところでありますが、先ほどの管理者の御挨拶にもありましたように、本年10月には守口市が構成市として新たに加入し、組合の名称も「大阪広域環境施設組合」に変更となり、来年4月からは、4市でのごみ焼却処理事業の共同処理が開始されます。

また、住之江工場のプラント更新事業も本年度より本格的に開始されていく中で、さらなる効率的・効果的な事業運営を行っていくため、本組合における適正な運営のチェック機関として、議会の責任を果たすべく、議長として、職務に精励してまいるのでございます。

どうか今後とも一層の御支援を賜りますとともに、円滑な議会運営に御協力下さいますよう切にお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（9番荒木幹男君、議長席に着く）

○議長（荒木幹男君） この際申し上げます。

本日の会議録署名議員に、永田典子君、山中宏君の御両君を指名いたします。

○議長（荒木幹男君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（荒木幹男君） 日程第2、議席の指定を行います。

各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（荒木幹男君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（荒木幹男君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第

2項の規定による指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって選挙方法については、指名推選で行うことと決定しました。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（荒木幹男君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に重松恵美子君を指名いたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました重松恵美子君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました重松恵美子君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に当選されました。

○議長（荒木幹男君） それでは、当選されました重松恵美子君から、御挨拶をお願いいたします。

（18番重松恵美子君発言席へ）

○18番（重松恵美子君） ただいま皆様方の御支持によりまして大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長の要職を担うことになりました。まことに光栄に存じております。

微力な私ではございますけれども、皆様方の御指導また、御鞭撻をいただきながら議長の補佐役として、精いっぱい努力をしております。

どうか皆様方におかれましては、今後とも特段の御指導また、御協力を賜りますことを心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（荒木幹男君） 次に、日程第5、議案第10号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改め

ることに伴う関係条例の整理に関する条例案ないし、日程第18、議案第23号、令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第10号から議案第23号について、その概要を、御説明いたします。

議案第10号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約の一部変更に伴い、組合名称が改められることにより、関係条例を整理する必要があるため、条例を制定するものです。

議案第11号は、一般職の非常勤職員における給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものです。

議案第12号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約の一部変更に伴い、守口市が新たに組合構成団体に加入するため、条例の一部を改正するものです。

議案第13号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約の一部変更に伴い、守口市が新たに組合構成団体に加入するため、条例の一部を改正するものです。

議案第14号は、会計年度任用職員に係る人事評価及び懲戒処分の効果に関し必要な事項を定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第15号は、時間外勤務に関し必要な事項及び会計年度任用職員の勤務時間等を任命権者が定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第16号は、学校教育法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第17号は、会計年度任用職員の育児休業に係る給与等の取り扱いに関し必要な事項を定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第18号は、病気休暇に係る給料の減額の基準を改めるとともに大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約の一部変更に伴い、守口市が新たに組合構成団体に加入するため、条例の一部を改正するものです。

議案第19号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設

組合規約の一部変更に伴い、守口市が新たに組合構成団体に加入するため、条例の一部を改正するものです。

議案第20号は、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第21号は、会計年度任用職員の退職手当に関し必要な事項を定めるとともに、退職手当の支給の対象となる職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第22号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約の一部変更に伴い、守口市が新たに組合構成団体に加入するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が、条例案についての御説明でございます。

引き続きまして、議案第23号、令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

では、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ500万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を138億997万2,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、2ページ及び3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。

それでは、2ページをごらんください。

まず、歳入におきましては、本ページの「第1表 歳入歳出予算補正」真ん中右寄りの補正額の欄でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきまして2,700万円の減額を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきましては500万円の増額、第6款組合債、第1項組合債につきまして2,700万円の増額を計上しており、歳入合計といたしまして、500万円の増額となっております。

続きまして、3ページをごらんください。

歳出につきましては、補正額の欄のとおり、第1

款議会費、第1項議会費につきまして7万8,000円の増額、第2款総務費、第1項総務費につきまして159万2,000円の増額、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきまして、333万円の増額を計上しており、歳出合計といたしまして、歳入と同じく500万円の増額となっております。

次に1ページに戻っていただきまして、第2条、組合債の補正でございます。

組合債を変更するものでございまして、内容につきましては、4ページ「第2表 組合債補正」をごらんいただきたいと存じます。

起債事業区分の変更に伴いまして充当率が増加したことにより、住之江工場更新事業につきましては、1億4,500万円から1,200万円増の1億5,700万円、廃棄物埋立処分地災害復旧事業につきまして、2億500万円から1,500万円増の2億2,000万円となっております。

続きまして、補正予算の概略につきまして、令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、組合債の増により2,700万円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように、大阪市の2,596万2,000円、八尾市の74万6,000円、松原市の29万2,000円の減額となっております。

次に、下段の第5款諸収入、第2項雑入、第2目雑入につきましては、守口市の本組合加入に伴う準備経費負担金収入の増によりまして、500万円の増額となっております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債、第1目清掃債につきまして、起債事業区分の変更に伴い充当率が増加したことによりまして、2,700万円の増額となっております。

続きまして、歳出予算について御説明申し上げます。

す。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費におきましては、本組合への守口市加入に伴う議員増加にかかる費用の増といたしまして、7万8,000円の増額となっております。

次に、下段の第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費におきましては、本組合の名称変更に伴う職員証や公印の変更等にかかる、費用の増といたしまして159万2,000円の増額となっております。

続きまして、14ページをごらんください。

第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましても、同じく、本組合の名称変更に伴う工場ネームプレートの変更等にかかる費用の増となっております、333万円の増額となっております。

最後に、18ページをごらんいただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございまして、今回追加させていただきます組合債を増額いたしまして、平成29年度末現在高、平成30年度末現在高、令和元年度中の増減見込み及び、令和元年度末の現在高見込額を記載させていただいております。

令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明については、以上でございます。

以上、条例案及び補正予算につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木幹男君） これより質疑を行います。

井上浩君の質疑を許します。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

（15番井上浩君発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上浩でございます。

私から議案第11号、14号、15号、17号、20号、21号について、一括して質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の会計年度任用職員制度導入に係る地方公務員法及び地方自治法改正の趣旨について、まず確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えをいたします。

今回の法改正につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、非常勤の地方公務員のうち、臨時的任用職員及び特別職の非常勤職員に係る規定を改め、任用条件の厳格化を図るものでございます。

加えまして、今までその位置づけが不明瞭でありました、一般職の非常勤職員に関しまして、「会計年度任用職員」としてその採用方法や人員管理等に係る規定を新たに設けまして、明確化を図ったものでございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 今回の条例改正を踏まえて、環境施設組合として、具体的な適用を考えているのか。

この点について確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒木幹男君） 吉田総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えをいたします。

会計年度任用職員の採用に当たりましては、原則として、会計年度ごとにその必要性を吟味することが必要となります。

当組合職員の主たる業務でございます、焼却工場の運転管理や整備業務等につきましては、専門性が高く、かつ経験を要するものでありますことから、この会計年度任用職員の適用にはなじまないものと考えております。

したがいまして、今回の改正案につきましては、上位法の改正に伴う規定整備といった趣旨で、御審議をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 今、理事者の御答弁にもありましたように、環境施設組合としては、専門性が高く、経験を要するものであることから、その適用にはなじまないという御答弁でありました。

なじまないものを私はわざわざ条例化する必要はな

いと思っております。

地方自治体における、臨時非常勤職員は、正規職員削減の調整弁として、自治体の使い勝手のよい、安上がりな職員として活用されてきたという側面があります。

こうした現状の抜本解決のためには、基幹的、恒常的な業務に従事している非正規職員の正規化の道を示す法改正が本来必要だと考えるものです。

ところが、このたびの法改正にはそうした内容は一切ありません。

それどころか、会計年度任用職員制度は、臨時・非常勤の地方公務員を、フルタイム職員と、パートタイム職員とに分け、1分でも労働時間が短ければ、手当等で格差を設けるというものであります。

例えば、国家公務員の臨時・非常勤の基幹業務職員、これは常勤職員の4分の3を超える勤務時間で働く職員であります。それと短時間非常勤職員の間では、給与上の差を設けておりませんので、本来これに準拠すべきだったのであります。

以上の理由から、会計年度任用職員制度導入に係る条例案6件については反対である旨、表明して、質疑を終わります。

○議長（荒木幹男君） 以上で、質疑を終結します。

○議長（荒木幹男君） これより採決に入ります。

まず、議案第11号、14号、15号、17号、20号及び21号について、起立により採決いたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議案第11号、14号、15号、17号、20号及び21号の6件について、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荒木幹男君） 多数であります。

よって、議案第11号、14号、15号、17号、20号及び21号は、原案どおり可決されました。

○議長（荒木幹男君） 次に、議案第10号、12号、13号、16号、18号、19号、22号及び23号について、一括して採決いたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議案第10号、12号、13号、16号、18号、19号、22号及び23号の8件について、いずれも原案どおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号、12号、13号、16号、18号、19号、22号及び23号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（荒木幹男君） 次に、日程第19、議案第24号、監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（荒木幹男君） この際、申し上げます。

本件に関しましては、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されますので御退席をお願いします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました監査委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、組合議会の出雲輝英議員を選任いたしたいと存じます。

同議員につきましては、3期にわたり、大阪市会議員を務められており、その人格・識見ともに本組合の監査委員としてまことに適任と思っておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木幹男君） これより採決に入ります。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議案第24号について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、これに同意することに決しました。

○議長（荒木幹男君） 次に、日程第20、議案第25号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま、御上程に相なりました懲戒審査委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の懲戒審査委員会委員として、職員から徳本善久を選任いたし

たいと存じます。

徳本につきましては、長年、大阪市行政に携わり、現在は、本組合の総務部長として奉職しておりますことから、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木幹男君） これより採決に入ります。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議案第25号について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

○議長（荒木幹男君） 次に、日程第21、議員提出議案第1号大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議

規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

○議長（荒木幹男君） これより採決に入ります。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議員提出議案第1号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

閉 議

○議長（荒木幹男君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（荒木幹男君） 本臨時会はこれをもって閉会いたします。

午後4時35分閉会

---



大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

荒 木 幹 男 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会臨時議長

荒 木 幹 男 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

永 田 典 子 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

山 中 宏 ⑩